

前略 敬天新聞社である。貴殿にM&M投資事業有限責任組合およびE&D投資事業有限責任組合・投資詐欺事件について公開質問する。

この件が投資詐欺事件として公に事件化しても、弁護士中田には貴殿とは違う逃げ道があり、善意の弁護士として刑事・民事の責任回避ができる。よって、中田に質問状を送ってもキチンと答えるとは思えない。

反対に貴殿は、のちのち矢面に立たされ集中砲火を浴びるであろうコトをうすうす感づいているはず。

そこで本紙は、「加害者E&D投資事業有限責任組合側の代理人」としての貴殿に（中田やE&Dの者どもとは関係なく）どのように投資詐欺被害者の人達を救済しようと考えているかを確認するため、そして中田やE&D側と、貴殿個人の考えの相違点を確認することがE&D投資詐欺被害者への一番の救済になると考え、貴殿のみに公開質問状を送付した。

他の未公開株投資詐欺や出資金詐欺の被害者と同様、E&D投資詐欺事件の被害者の方々も本紙サイトを注目している。よって詐欺被害者の方々が、今のように貴殿らに『情報遮断』されたまま言いなりになるより、貴殿だけでも改心し「被害者の救済を考えて」本紙サイトを通じて「公開質問に対する返答」として事実を逐一情報公開した方が本当の解決、被害救済へと向かうはず。

以上が、中田やE&Dではなく、トライネオスコンサルティング代表桃井朋成殿に公開質問状を送付した理由だ。中田やE&D投資組合幹部の言葉ではなく、被害者から委任を受け、本当は詐欺被害者のために動かねばならぬはずのトライネオスコンサルティング桃井の言葉で以下の質問にお答え願いたい。

公開質問状

(一) E & D 投資事業有限責任組合および M & M 投資事業有限責任組合の出資金詐欺事件の全貌について。

トライネオスコンサルティングは被害者から協力金まで募り、鋭意調査していると言うわりに「被害者数、一〇〇〇名超、被害総額、一〇〇億円超」とアバウトな数字しか公表しない。これは法的な知識のない債権者の代理をする者の行為として横暴きわまりない怠惰さである。

《質問》 現段階（九月末）で、以前の調査より少しは進捗があったのか？

《質問》 進捗があったなら、被害者からの「預り証」確認をしているはずで「詐欺被害額計算」はたやすいはず。現時点の被害総額を説明して欲しい。

(二) トライネオスコンサルティングは E & D 投資事業有限責任組合から被害者救済の委任を受け、さらに詐欺被害者から「債権回収」の委任を受けて詐

欺加害者であるジャルコ林ほか詐欺師どもを探し、出資金を回収し被害者救済をするのが建前である。

それなのに債権回収の依頼者＝債権者である詐欺被害者達に、回収対象の詐欺加害者の住所氏名を知らせないのはなぜか？

「詐欺師の住所を教えたと回収が困難になる」という言い訳は通用しない。詐欺師の住所を被害者に教えると一部債権者が先走り回収に支障をきたす、などという仮定は現実には起きない。「虚言・詭弁」である。

M&MおよびE&D投資事業有限責任組合の投資詐欺被害者は情報遮断されている。過去を遡って、日本国内で「詐欺師の住所を公開して回収が困難になった」という「事実」はない。

今までの投資詐欺事件では、マスコミにより加害者の行方が判明してからでさえ、それがトラブルになったのは「豊田商事社長殺害事件」くらいだ。

他のどんな大型詐欺事件でも小口出資詐欺事件でも、動くのは警察とマスコミだけで被害者の人達が（代理人が誠実でさえあれば）大人しく従うだろうことは貴殿らもわかっているはずだ。

だから、逆に、「加害者と直接は会わせない」といっても、被害者らは文句も言わず大人しく従い続けることを見越して、現被害者達を仕切ろうとしているのだろうか。

いいわけとして「詐欺師の住所氏名を債権者に教えたことがばれると詐欺師が逃亡する」などという詭弁もある。

しかし（トライネオスと中田が債権者をブロックしているため）事実上、被害者の目の前にきて詫びもせぬ人間が、このさき逃げるか逃げないかなど、住所がバレようがバレなかりうが、大差がない。

つまり、「詐欺師の逃亡を防ぐため」という詭弁も詐欺師達の情報を秘匿する正当事由にあたらぬ。

被害者達に詐欺師達の情報を全て公開した上で「詐欺師への直接回収は現段階では禁止です」というルールを決めるならまだましだ。

しかしすべて非公開にし、出資した詐欺被害金が日々目減りし続けるのを想像するしかない被害者達に「詐欺師の住所指名を教えろと債権回収に支障を来たす」などと平気で言える「残酷な神経」を疑問に思わざるをえない。

本件の詐欺被害者達は、貴殿らE&D投資事業有限責任組合の行為や言動を「詭弁・時間稼ぎ」としかとらえていないはずだ。だからこのE&D投資事業有限責任組合の被害者達は、従順に従いつつも不満が募らせている。

そのあたりの被害者心理も読めずに、なんでもいうことを聴くまぬけな被害者どもめ、とタカを括っていると、詐欺師の胴元よりも誰よりも貴殿が損をする羽目になるだろう。よって、質問する。

《質問》「ジャルコ・林恒夫」ほか、詐欺をはたらいたと貴殿らも公言しているはずの出資詐欺師達の詳細を、なぜ、被害者の人達に伝ええないのか、理に適った正当な理由を述べよ？（前記のような「債権回収に支障をきたす」などという詭弁は、この公開質問状を被害者らが読んだ時点で「詭弁」だと理

解する。よって正当な理由にあたらない)

《質問》投資詐欺の首謀者であるジャルコ・林恒夫の、最低限の会社情報や、明確で「具体的」な経営状況、資産状況を説明していただきたい。

《質問》個々の詐欺師らの正式な氏名住所、そして関連性を正確に公表せよ。

(三) トライネオスコンサルティングは協力を募っているが、詐欺の被害者の人から、加害者（E&D投資事業有限責任組合）側が、弁護士費用などを徴収することさえおかしな話である。

であるのに、このうえ協力金などという名目で募金という金集め行為を行

うなら、金集めの対価として、横領などしてない証として、全て募金者と募金額を公表し、募金者が納得のいく説明をするべきだ。よって、質問する。《質問》トライネオスコンサルティングはE&D投資事業有限責任組合の被害者からどれだけ募金を聴取し、なにに使っているのか？現時点での詳細を説明せよ。

(四)大阪府中央区「ネイルエミコ」の無償譲渡は債権回収の妨害行為である。

ネイルエミコのサロン物件解約のさいには、契約敷金の一部が返却され、ネイル関係の備品は売却出来る。

一般的に、ネイル事業に使用されていた器具などは、ネットオークションでさえ必要とするニーズが大きく、即時に売却可能な債権回収にとって重要な債権であった。

しかし、トライネオスコンサルティングではその事実を隠し、「ネイルエミコの無償譲渡理由は賃貸物件の解約金・備品『廃棄金』が掛かるから」と報告している。また、ネイルエミコの無償譲渡の相手先さえ知らせていない。無償譲渡を受けた相手は相当の利益に預かるはずである。

無関係な相手に有益な資産動産を無償譲渡したとすれば、それによってう

べかりし債権者達の利益を阻害したこととなる。今すぐ無償譲渡契約を破棄し、優勝譲渡に応じる相手に売却し損害金の一部にあてるべきだ。

また無関係ではなく、「債権債務のあった相手に債務のカタとして無償譲渡した」という方が現実には即しているが、これであれば多数の詐欺被害者の利益となるべきものを特定の債権者にだけ利益供与するというのはこの詐欺事件以外にも法的問題が出てくると思われる。

すなわち本来ならE & D投資詐欺被害者らの共有財産とすべきものを、特定債権者にだけ利益供与させるのは横領したことにも等しいのではないか？
これらにつき質問。

《質問》ネイルエミコ無償譲渡は、債権回収逃れ、差し押さえ逃れの資産隠匿ではないのか？

《質問》ネイルエミコを無償譲渡した相手と譲渡相手との取引経緯から詳細に説明せよ。

《質問》債権者のことを考えればネイルエミコのネイルエステ用備品類は回収

すべきと思うがどう考えるか？

《質問》 エステ用品や契約敷金に関し、無償譲渡した相手から、E&D被害者の方々へ譲渡後の詳細を報告させるくらいの義務はもたせるべき(すべて無償で義務させないのはおかしい)と思うが貴殿はどうか？

(五) トライネオスはE&D投資事業有限責任組合の代理として、この投資詐欺事件の被害者であり、債権回収を委任した大元の「債権者」達に「永山・坂口の資産を現金化し被害金返済にあてる」といつているはずだ。

つまりトライネオスは最終的な債権者である、この詐欺被害者達に「永山や坂口の資産をもって詐欺被害の弁済をする義務」を負っているという点では、債権者と同列ではなく、債権者と果たす義務のある債務者という構図であるべきなのだ。

ところが債権者が永山や坂口の資産状況を確認しようとしても貴殿・トラ

イネオスコンサルティングはまだ把握していないという。これは最初から、永山らを守るため貴殿が防波堤の役割になっているだけ、時間稼的な意識のあらわれに思える。そこで質問。

《質問》今のこの九月末の時点でさえ永山らの資産状況、つまり銀行預金や保険資産などの細かいものはもとより、マンションや車両などのちよつと調べればわかるものさえ調査していないのは、最初から被害者らに報告するつもりがないのではないか？

《質問》それとも本紙の情報に数日のタイムラグがあつて、最近やっと調べたとでも言うのなら、それを具体的に公表していただきたい。永山や坂口の資産はなんであるか？

(六) 『被害金計算書』に関して。『出資金・配当金』被害金額とあるがこれは不適切で不当である。過去の最高裁の判例より、詐欺事件に不法原因給付

論が適用されることは弁護士・中田がわかっているはずではないのか？本紙が貴殿らM&M投資事業有限責任組合およびE&D投資事業有限責任組合経営陣やその代理の弁護士中田、トライネオス桃井を許せないのは、このように誰かが声を大にして言わないと貴殿らは平気で嘘をつき、ありあまる投資金をちよろまかそうとする。

不法原因給付により払った配当は、「出資金から差し引かない」のは、この手の詐欺事件での常識ではないか？本紙がこの公開質問状をインターネッ トで公表し、M&M投資事業有限責任組合およびE&D投資事業有限責任組合投資詐欺の被害者の皆さんに告知しなければ、こんな「基本の基本」のところから平気で嘘をついている。そんなゴマカシをする人間に被害者達を仕切らせておいていいはずがない。正に本紙のこの公開質問状は、この投資詐欺事件の被害救済と事実究明において、有意義であり、意味のあるものであると考える。そこで最後の質問をする。

《質問》この、本来なら出資金から差し引かなくてもいい不法原因給付により既に払われた配当金を、出資金から差し引いたこの計算方法の根拠を「公開説明」せよ。もし、知らなかったというのなら辞任すべきである。

以上。今回、貴殿ら「E&D投資事業有限責任組合投資詐欺加害者サイド」の行いで明らかにおかしいと思われる点を公開質問した。

本公開質問状は、回答をいただいてもいただかなくても十月六日を目処にインターネット上にアップロードする予定だ。回答はファックスでも郵送でも電話でもかまわない。

もし、回答するのに熟考を要するといっているのであれば、その旨を連絡いただきたい。

また、十月六日以降は貴殿、トライネオスコンサルティンクの業務一般について不審に思われる点と、このE&D投資事業有限責任組合投資詐欺事件の更に疑惑に感じる点をおって公開質問させていただく。

平成二十年九月二十六日

敬 天 新 聞 社

トライネオスコンサルティンク 桃井朋成殿